

(参考様式2)

事前点検シート

計画主体名	山梨県南アルプス市		
計画期間 実施期間	平成20年度～平成22年度 平成20年度～平成22年度	総事業費(交付金)	90,000,000円 90,000千円(45,000千円)

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか		定住等の促進に資する遊休農地の解消、定住等の促進に資する農業用排水施設等の機能の確保を事業活用活性化計画目標としており実施要領の第4の(2)に合致している
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか		市町村の最上位計画である第1次南アルプス市総合計画において、農用地の保全・整備、かんがい排水施設・農道等の土地改良施設の整備を計画的に行うこととしており、また、南アルプス市地域農業マスタープランでは農業経営基盤の強化を掲げるなど、一貫性をもった施策の展開を図っている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか		事業区域受益者同意率:100/100=100%
事業の推進体制は確立されているか		南アルプス市を中心に、飯野、百々、在家塚区及び受益者管理組合にて事業を行う予定である。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか		農業用排水施設機能確保のための基盤整備(水路改修)事業である。
計画期間・実施期間は適切か		計画期間:3年間(平成20年度～平成22年度)、実施期間:3年間(平成20年度～平成22年度)
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か		交付金要望額:45,000,000円(90,000,000円×1/2)

2 個別事業について

項目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	-	今回新規に整備するものである。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	-	他の事業と合体や古材等を利用して整備を行うものではない。
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか		経済効果算定資料(.(1))でコンクリート二次製品は30年であり5年以上である。

事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)		平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知(平成19年3月28日付け18農振第1596号農林水産省農村振興局長通知)に基づき土地改良事業の費用対効果分析に関する基本方針により算定されている。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか		経済効果算定資料(1)総費用便益及び所得償還率の総括の総費用総便益比は1.65であり1.0以上である。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか		事業内容及び事業実施主体は、実施要領別表の2の要件類別7及び実施要領の運用別表の要件類別7の要件を満たしている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか		受益者は100人と多数であり、市が事業実施主体となって実施するものであるため、個人に対する交付ではない。また、完成後は市有財産として管理することで目的外使用の恐れはない。
施設等の利活用の見直し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	-	該当なし
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	-	該当なし
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	-	該当なし
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	-	該当なし
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか		土地改良工事積算基準に基づき積算したものであり、適切な事業費となっている。
建設・整備コストの低減に努めているか		他事業により発生した資材を再生利用することにより、コスト削減を図っている。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)		附帯施設は交付対象として適正なものだけとしている。
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)		備品は交付対象としていない。
整備予定場所は、集客の立地性、農山漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か		現地調査を行い施設整備の必要性や農業者の利便性を確認している。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか		用地買収が10m ² あるが、地権者から合意を得ている。
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか		合併特例債で対応
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)		町が定める管理規定に基づき飯野、百々、在家塚区及び受益者管理組合にて管理する予定である。
収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか		収支を伴う施設ではない。
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか		他の事業との合体施工等を行うものではない。

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「-」を記入すること。
注2 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。